

丸の内通所リハビリセンター（介護予防通所リハビリセンター）運営規程

第1章 事業所の目的及び運営方針

（事業の目的）

第1条 特定医療法人千寿会 丸の内通所リハビリセンター（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という）に対し、適正な通所リハビリテーションサービス（介護予防通所リハビリテーションサービス）の提供を目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）となつても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、理学療法、作業療法、言語聴覚療法など、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 利用者の個人情報、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかわる以外の取り扱い、原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に提供するサービスの質の向上を図ることに努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 丸の内通所リハビリセンター
- 二 所在地 福井市中央1丁目5-1-201

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
事業所の業務全般にわたって統括管理し、所属職員を指揮監督し、適正なサービスを提供するために職員の確保に努力し、事業所の適切な運営にあたる。
- 二 医師 1名以上
医師は、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行う。
- 三 看護職員 1名以上（常勤換算 1名以上）
看護職員は利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な看護及び介護を提供する。
- 四 介護職員 3名以上（常勤換算 3名以上）
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、介護等の生活に関する適切な心身の援助を行なう。
- 五 リハビリ職員 作業療法士 2名以上（常勤換算 2名以上）、言語聴覚士 1名以上（常勤換算 1名以上）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師や他の職種の者と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し、指導を行う。
- 六 その他（事務職、運転手）

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 丸の内通所リハビリセンター（介護予防通所リハビリセンター）の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜 ～ 土曜
但し、年末年始の日程は別途決定し、知らせるものとする。
- 二 営業時間 8：30 ～ 17：45 （サービス提供時間 9：00～16：15）

第4章 定員

(通所リハビリ定員)

第6条 丸の内通所リハビリセンターの定員は 35名／日 とする。

第5章 サービス内容及び利用料その他の費用の額

(サービス内容)

第7条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のサービス内容は、次のとおりとする。

- 一 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
- 二 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴を行う。
- 三 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 四 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、送迎を行う。

(サービスの内容及び手続きの説明、同意)

第8条 事業所は、サービスの提供に際し、予め利用申込者又は当該家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他、サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 サービス利用の際に要介護認定を受けてない申込者については、要介護認定の申請が既に行なわれているか否かを確認し、未申請の場合は当該申込者の意思を踏まえ、速やかに申請できるよう援助する。

(心身の状況等の判断)

第10条 サービスの提供にあたっては、サービス担当学会議等を通して、利用者の心身の状況、環境、他の保健医療、福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第11条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）従業者は、診療または運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況、希望、環境等を踏まえて通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を作成し、その計画に従ったサービスの実施状況、評価を記録に記載する。

- 二 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成する。

(サービスの取扱方針)

第12条 利用者の心身に応じ、適切な療養を行う。

- 二 サービスは、サービス計画に基づき、漫然且つ画一的にならないよう配慮して提供する。
- 三 従業者は、サービスの提供にあたり、利用者及び当該家族に対し、必要な事項を平易に説明し、サービス内容等の同意を得る。
- 四 事業所は、常にサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(リハビリテーション)

第13条 事業所は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行う。

(食事の提供)

第14条 食事の提供は栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に提供する。

- 二 昼食時間は概ね午後０時からとする。
- 三 食事は、弁当宅配業者「まごころ弁当」に依頼する。
- 四 食事キャンセルの場合、利用前日１６：００以降はキャンセル料が発生し、利用者に全額負担していただくものとする。その旨、契約時に説明し、同意を得る。

(相談及び助言)

第15条 利用者または当該家族に対し、その相談に適切に応じ、また必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第16条 適宜、利用者のためのレクリエーション行事などを行なう。

- 二 常に利用者及びその家族との連繫を図り、利用者及びその家族との交流等の機会を確保する。

(利用料等の受領)

第 17 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、被保険者証記載の負担割合を乗じた額とする。

- 二 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、サービス利用者から、支払いを受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 三 前二、二項以外、利用に係る費用は次のとおりとする。
- ・食費（１食） ７００円
 - ・おむつ代（１枚）
 - ・紙おむつ １６２円
 - ・フラットタイプ ６５円
 - ・パンツタイプ １６２円
 - ・尿取りパット ４３円
 - ・上記の他、利用者からの依頼があった場合、購入する日常生活品等については実費
- 四 サービスの提供に際しては、利用者又は当該家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用、支払いに同意する旨の文書を確認を受ける。
- 五 前各号の費用の支払いは、利用者又はその家族の金融機関口座から自動引落により、指定期日までに受領する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 18 条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を当該利用者に交付する。

第6章 通常の事業の送迎実施地域

(通常の事業の送迎実施地域)

第 19 条 通常の事業の送迎実施地域は、文京、町屋、日光、乾徳、田原、松本、学園、花月、春山、宝永、光陽、照手、順化、大手、日之出、明里、桃園、有楽町、足羽、つくも、左内、毛矢、西木田、中央、手寄、豊島、春日、開発、新保、志比口、丸山、下中、四ツ居、米松、円山、今泉、大東、上北野、城東、御幸、成和、和田、間屋などの付近とする。

第7章 事業所の利用にあたっての留意事項

(目課の励行)

第20条 利用者は、日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(衛生保持)

第21条 利用者及び当該家族は、清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力する。

(禁止行為)

第22条 利用者及び当該家族は、事業所内で次の行為をしてはならない。

1. 医師の医療上の指示に従わないこと

2. 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の人権を侵すこと
3. けんか、口論等で他の利用者等に迷惑を及ぼすこと
4. 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
5. 指定した場所以外で火気を用いること
6. 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと
7. その他管理者が事業所の管理上支障があると認める事項

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第23条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも6か月に1回は、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 二 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第9章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止に関する事項)

- 第24条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- 二 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 三 虐待防止のための指針の整備を行う
- 四 虐待を防止するための定期的（年1回以上＋採用時）な研修を実施する
- 五 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する
責任者：丸の内通所リハビリセンター センター長 川端照和
- 六 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第10章 その他事業所運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

- 第25条 サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。
- 二 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮したサービスを提供する。

(サービス提供の記録)

- 第26条 当事業所は、利用者へのサービス提供に関する具体的なサービス内容の記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管する。
- 二 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じる。ただし、利用者または扶養者以外に対しては、利用者または扶養者の承諾を得て、必要と認められる場合に限り、これに応じる。

(身体拘束)

- 第27条 当事業所は、原則として利用者に対し、身体拘束は行わない。
- 二 万が一、身体拘束を行わなければならない場合には、①切迫性、②非代替性、③一時性の3要件を満たすことを確認する。
- 三 身体拘束を行った場合は、その態様および時間、利用者の心身状況、やむを得ない理由を記録する。
- 四 当事業所は、身体拘束の適正化を図るため、必要な措置を講じる。

(サービス利用者に関する市町村への通知)

第28条 サービス利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

1. 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
2. 偽りその他不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第29条 サービス利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、従業者の勤務体制を定める

- 二 事業所の従業者によってサービスを提供する。但し、サービス利用者のケアに直接の影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 三 事業所は、全ての従業者（看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設ける。

・ 採用時研修	採用後1ヶ月以内
・ 継続研修	随時

(ハラスメント対策の強化)

第30条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第31条 事業所は、サービス利用者の使用する事業所、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 二 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないよう感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の為に必要な措置を講ずる。
 1. 事業所は、感染対策委員会を3カ月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を行う。
 2. 事業所は、感染症または食中毒の予防及びまん延の防止の為に指針を整備する。
 3. 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。
 4. 事業所は、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとる。

(併設診療所及び協力病院)

第32条 管理者は、サービス利用者の病状の急変等に備えるため、併設診療所との連繫に努める。

- ・ 併設診療所 丸の内内科クリニック

(掲示)

第33条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第34条 事業所の従業者は、正当な理由なく業務上知りえたサービス利用者又は当該家族の秘密を漏らさない。

- 二 事業所の退職者等が、正当な理由なく、業務上知りえたサービス利用者又は当該家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 三 居宅介護支援事業者等に対して、サービス利用者に関する情報を提供する際には、予め文書にて本人又は、当該家族の同意を得る。

(苦情処理)

第 35 条 事業所は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

【相談窓口】

苦情解決責任者 : 医療法人千寿会 法人本部長 永山喜朗
苦情調査及び説明責任者 : 丸の内通所リハビリセンター センター長 川端照和
苦情受付担当者 : 丸の内通所リハビリセンター 主任 亘正善

- 二 事業所は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 三 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 四 事業所は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会がおこなう法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携等)

第 36 条 運営にあたって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行う等、地域との交流に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第 37 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 二 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 三 事業所は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 38 条 サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに家族、市町村等及び当該利用者のかかる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 二 サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、その賠償を速やかに行う。但し、事業所の責めに帰さない事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第 39 条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

- 第 40 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。
- 二 サービス利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管する。

(その他)

第 41 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人千寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日 開始
令和 8 年 8 月 1 日 改訂（送迎実施地域の変更など）